

# 令和7年度「鹿児島県青少年海外ふれあい事業—シンガポール交流コース」募集要領

## 1 応募資格・要件

「鹿児島県青少年海外ふれあい事業—シンガポール交流コース」に応募する者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 鹿児島県内に居住し、なお引き続き居住しようとする者で、令和7年4月1日現在で15歳以上おおむね30歳までの者（ただし、社会人を除く。）
- (2) 参加することについて、所属する学校等の長の承諾が得られる者
- (3) 地域において現に青少年活動や社会参加活動をしている者又は帰国後ウイングビートクラブ（※）に所属し、積極的な活動が期待できる者
- (4) 訪問国における積極的な交流が期待できる者
- (5) 事業の趣旨を理解し、心身ともに健康で規律ある団体活動ができる者
- (6) 原則としてすべての事前研修、直前研修、本研修、事後研修や事後活動に参加できる者

※ウイングビートクラブ：本事業への参加者で構成し、青少年活動や社会参加活動等を行っている活動団体

## 2 募集期間

令和7年4月4日（金）から5月9日（金）午後5時まで（※必着）

## 3 募集人員

10人程度

## 4 参加者負担金

5万円

## 5 応募方法

応募者は、次の書類（応募書類という。以下同じ。）を居住する市町村の青少年行政主管課まで郵送又は持参すること。なお、パソコンのワープロソフトによる作成も可とする。

- (1) 参加申込書（必ず写真を貼付すること） （様式1）
- (2) 通学先の応募承諾書 （様式2）
- (3) 作文

ア テーマ

本事業の団員として参加することになった場合、次の①～③の点を中心に、いつ・どの場で・どのような活動をとおして等、具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

- ① 本事業の活動全般の中で何を学び、どのように行動したいか。
- ② 住んでいる地域や鹿児島の魅力は何で、どのようにアピールできるか。
- ③ 帰国後、本事業での経験をどのように生かすか。

イ 字数 800字以内

## 6 選考方法

### (1) 応募書類の流れ

市町村の青少年行政主管課は、応募者から提出された書類を県地域振興局・支庁の総務企画課を経由して県青少年男女共同参画課へ提出する。

### (2) 第1次選考（作文・面接）

ア 県地域振興局・支庁の総務企画課において面接を実施する。

イ 面接の日時・場所等については、県地域振興局・支庁の総務企画課から応募者に通知する。

### (3) 第2次選考及び決定

県青少年男女共同参画課は、応募者から団員を決定し、本人に対して通知する。

## 7 団員の取消

(1) 団員として決定された者が、不適格者と認められた場合は、出発の前後を問わずその資格を取り消すものとする。

(2) 出発後、団員の資格を取り消された者は、直ちに帰国させることとし、その費用は、本人負担とする。また、この場合の参加者負担金については、返還しないものとする。

## 8 事後活動

(1) 参加者は、帰国後ウイングビートクラブに所属し、積極的に県の国際交流に対して協力し活動するものとする。また、学校、団体、地域において、積極的に事後活動を行なうこととする。

(2) 県が行う事後活動の調査に回答してもらうことがある。

## 9 申込書等の入手先及び問合せ先

(1) 各市町村青少年行政主管課（各市町村教育委員会等）

(2) 県地域振興局・支庁の総務企画課

(3) 県青少年男女共同参画課（青少年育成係）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2557 FAX：099-286-5541 E-mail：r18@pref.kagoshima.lg.jp

(4) 県ホームページ(<http://www.pref.kagoshima.jp/>)※日程が決まり次第、掲載します。

（ホーム>健康・福祉>青少年>青少年育成>鹿児島県青少年海外ふれあい事業>令和7年度「鹿児島県青少年海外ふれあい事業－シンガポール青少年との交流」参加者を募集します）

## 10 その他

提出された個人情報や研修中の写真データの取扱いについては、本事業の目的の範囲内でのみ使用する。